

花のまち柴田イメージキャラクター「はなみちゃん」着ぐるみ貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、花のまち柴田イメージキャラクター「はなみちゃん」が活動するにあたり、一般社団法人柴田町観光物産協会が所有する「はなみちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出す場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(対象行事)

第2条 貸出しの対象行事は、次の各号のとおりとする。

- (1) 町が開催する行事及び町が共催する行事
- (2) 上記以外で、柴田町の魅力の発信に資する行事や宮城県及び町との連携協力の下に開催する行事等、公益的観点から適当と判断できる行事
- (3) その他、一般社団法人柴田町観光物産協会長（以下「管理者」という。）が行事内容を確認し、公益的観点から適当と判断できる行事

(使用の承諾)

第3条 着ぐるみの使用を希望する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ、着ぐるみ使用申請書（第1号様式）に必要事項を記入の上、使用を希望する行事の概要が分かる資料を添えて、使用10日前までに管理者に提出し、その承諾を得なければならない。

- 2 管理者は、前項の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承諾する。
 - (1) 使用を希望する行事が、前条各号のいずれにも該当しないとき。
 - (2) 営利を目的とする行事であるとき。
 - (3) 柴田町の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
 - (4) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
 - (5) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
 - (6) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
 - (7) 暴力団、暴力団員又はこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有するものが利用しようとするとき。
 - (8) 「はなみちゃん」のイメージを損なうおそれのあるとき。
 - (9) その他、管理者が着ぐるみの使用について不適当であると認めるとき。
- 3 管理者は、着ぐるみの使用を承諾する場合、着ぐるみ使用承諾書（第2号様式）により、使用希望者に通知するものとする。
- 4 管理者は、承諾に際し、条件を付することができる。
- 5 管理者は、着ぐるみの使用を承諾しない場合、着ぐるみ使用不承諾書（第3号様式）により、使用希望者に通知するものとする。

(貸出方法)

第4条 使用者は、管理者から直接着ぐるみを借り受け、直接返却することを原則とし、その作業は使用者が行うものとする。

- 2 やむを得ず前項の作業を作業者等に依頼する場合、その経費は使用者の負担とする。
- 3 着ぐるみの貸出しは、1行事につき1回とする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、原則として5日以内とする。

- 2 管理者は、前条の規定による申請を適当と認めた場合は、使用者にはなみちゃん着ぐるみ使用承諾書(別記様式第2号)(以下「承諾書」という。)及び利用料の納入通知書を交付するものとする。
- 3 承諾書の交付を受けた使用者が承認された内容を変更しようとするときは、改めて管理者へ申請書を提出し、承認を受けなければならない。

(利用料)

第6条 柴田町の機関に貸し出しの場合は無償とし、法人その他の団体に貸し付ける場合は利用料を徴収する。

- 2 利用料は、1回の貸出しにつき次のとおりとする。
 - (1) 営利を目的としない行事については2,000円とする。
 - (2) 主催者側が営利を目的としない行事であっても、行事全般が販売を伴う内容である場合は5,000円とする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、公益上必要があるときは、管理者が申請内容及び参考資料を審査の上、無償で貸し付けることができる。

(利用料の納付)

第7条 使用者は、第6条第2項の納入通知書により、管理者が指定する金融機関指定口座への振込みまたは現金支払いにて、着ぐるみ返却時までには納付しなければならない。

(着ぐるみの受渡し、返却)

第8条 使用者は、一般社団法人柴田町観光物産協会事務局(柴田町太陽の村事務所内)(以下「協会事務局」という。)に来館して借り受けることとし、返却する時も協会事務局に来館して点検を受けることを原則とする。

- 3 着ぐるみの受渡し、返却時間は、協会事務局の定休日(毎週月曜日※月曜祝日の場合翌日)を除き、平日及び休日ともに午前10時から午後4時までとする。

(遵守事項)

第9条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承諾された用途のみに使用すること。
- (2) 降雨などの悪天候時は屋外での着用をしないこと。

- (3) 貸出期間を遵守すること。
- (4) 着ぐるみ借用時に、着用者と介添者は着用及び取扱方法について説明を受ける。
- (5) 着ぐるみ返却時に、着ぐるみを使用した際の状況がわかる写真等を提出すること。
- (6) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (7) 着ぐるみの使用について、別紙の注意事項を遵守して取り扱うこと。
- (8) 第3条第4項に基づく条件が付された場合、これに従って使用すること。

(承諾の取消し)

第10条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったときは、その承諾を取り消すとともに、以後の使用は承諾しない。この場合、使用者に損害が生じても、管理者はその責めを負わない。

(原状回復)

第11条 貸出期間中に、着ぐるみを汚損した場合、使用者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(管理者の責任)

第12条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害に対しては、管理者は一切その責めを負わない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いに係る必要な事項は、管理者が別に定める。(別紙「『はなみちゃん』着ぐるみ使用上の注意」)

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。